

## 「品川区マンション管理適正化推進計画」(素案)について (パブリックコメントの実施)

### 1. 計画の概要

マンションは重要な居住形態のひとつとなっているが、各区分所有者の共同生活に対する意識の相違など建物を管理していく上で多くの課題を有している。

今後、建設後相当の期間が経過したマンションが増加していくものと見込まれ、これらに対して適正な管理がなされないまま放置された場合、区分所有者の居住環境の低下のみならず、外壁等の剥落などによる居住者や近隣住民の生命・身体に危害、ひいては周辺の住環境や都市環境の低下を生じさせるなど深刻な問題を引き起こす可能性がある。

このような状況を踏まえ、令和2年6月マンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正され、国による基本方針の策定や、地方公共団体によるマンション管理適正化推進計画の作成、適切な管理計画を有するマンションの認定制度等が新たに位置づけられた。

本計画は、区内のマンションの管理不全を未然に防ぎ、管理組合の自律的な運営による適正な管理を促進することを目的とする。

### 2. 計画素案の内容

別紙のとおり

①品川区マンション管理適正化推進計画(素案)【概要版】

②品川区マンション管理適正化推進計画(素案)

③品川区マンション管理適正化指針(素案) 別紙1

④マンション管理適正化法第5条の4の規定に基づく管理計画の認定基準 別紙2

⑤マンション管理適正化法第5条の2の規定により助言、指導および勧告を行う際の判断基準 別紙3

### 3. パブリックコメントの実施

広報しながわ 12月11号、区ホームページに記事を掲載(予定)

期 間:令和4年12月11日(日)から令和5年1月10日(火)まで

閲覧場所:住宅課、区政資料コーナー、地域センター、図書館

### 4. 今後の予定

令和5年3月 計画策定・公表(広報しながわ、区ホームページ)

# 品川区マンション管理適正化推進計画（素案）【概要版】

本計画は、令和2年6月に改正されたマンション管理適正化法に基づき、マンション管理の適正化の推進を目的として品川区が作成するものです。

## ◆計画の背景・目的◆

- マンションは重要な居住形態のひとつとなっていますが、各区分所有者の共同生活に対する意識の相違、多様な価値観をもった区分所有者間の意思の決定の難しさなどから、建物を管理していく上で多くの課題を有している。
- 今後、建物の老朽化と居住者の高齢化といった「二つの老い」の進行が課題となっている中、マンションが適正に維持管理されない場合、居住者のみならず、地域住民の生活に悪影響を及ぼす可能性がある。
- このような状況の中、マンションの管理の適正化の推進を目的に、令和2年6月にマンション管理適正化法が改正され、国による基本方針の策定や地方公共団体によるマンション管理適正化推進計画の作成、適切な管理計画を有するマンションの認定制度が位置づけられた。
- 本区においても、区内マンションの管理不全を未然に防ぎ、管理組合の自律的な運営による適正な管理を促進するため本計画を作成する。

### マンション管理適正化推進計画

マンションの適正な維持・管理を推進するため、マンション管理適正化推進計画を作成する。

### 助言・指導および勧告

基準を満たさないマンションの管理組合に対して、適切な管理を行うよう助言・指導および勧告をする。

### 管理計画認定制度

個々のマンションについて、管理組合からの申請に基づき、基準を満たす管理計画を認定する。

## 1. マンションの管理の適正化に関する目標

### 目標①

今後高経年マンションが急増することを踏まえ、区は管理組合による自律的かつ適正な維持管理の推進に重点を置いたマンションの管理適正化を進める。

### 目標②

計画期間の5年間の間に、区内の分譲マンション250棟が認定を取得することを目標とする。

## 2. 計画期間

令和5年度（2023年度）～ 令和9年度（2027年度）

## 3. マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置

- 登記等に基づき、所在や棟数の基本情報の収集に努める。
- 管理組合や区分所有者に対して、マンションの管理状況等の実態把握を目的とした調査を計画期間内に実施することを検討する。

## 4. マンションの管理の適正化の推進を図るための施策

- マンション管理適正化指針に即した助言・指導
- マンション管理・修繕に関する相談窓口の設置、専門家の派遣
- 管理組合向けのマンション管理セミナー等の開催
- 管理組合が行う環境に配慮した工事やバリアフリー化を含む改修工事の費用の一部助成
- マンション防災アドバイザーの派遣

# 品川区マンション管理適正化推進計画（素案）【概要版】

## 5. 品川区マンション管理適正化指針

管理組合が活動する際の基本的な考え方を示すもので、以下の点に留意して管理を行うことを基本事項として位置づける。

- 管理組合は、区分所有者等の意見が十分に反映されるよう、長期的な見通しを持って適正な運営を行うこと。
- 区分所有者等は、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努めること。
- 管理組合は、マンションの管理主体として、必要に応じて専門家の支援を得ながら適正な対応を心がけること。（指針より一部抜粋）

### <管理計画認定基準>

- ①管理組合の運営
- ②管理規約
- ③管理組合の経理
- ④長期修繕計画の作成および見直し等
- ⑤その他

+

- （品川区独自の基準）
- ①地域連絡調整員の選任
  - ②防災マニュアルの作成  
または防災訓練の実施

※右記別表あり（詳細は本編をご覧ください）

## 6. マンションの管理の適正化に関する啓発および知識の普及

- セミナー・相談会の実施
- 窓口や広報誌、ホームページ等の活用

## 7. マンションの管理の推進に関する事項

- 管理計画認定申請の際、マンション管理適正化推進センターによる事前確認を推奨する。
- 管理計画の認定は5年ごとの更新制とし、更新をしなければ認定の効力は失われる。また、認定期間中は適切な管理が求められるとともに、管理計画変更時には再度認定申請を必要とする。

## 【別表】

助言・指導・勧告を行う判断基準	管理計画認定基準
○管理組合の運営	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者等が定められていない</li> <li>・集会在年1回以上開催されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者等および監事が定められている</li> <li>・集会在年1回以上開催されている</li> </ul>
○管理規約	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理規約が存在しない、または必要に応じた改正がされていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理規約が作成されている</li> <li>・管理規約にて下記について定めている 緊急時における専有部の立ち入り 修繕等の履歴情報の管理等 管理組合の財務・管理に関する情報の提供</li> </ul>
○管理組合の経理	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理費と修繕積立金の区分経理、適正管理がされていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理費と修繕積立金の区分経理がされている</li> <li>・修繕積立金会計から他の会計への充当がされていない</li> <li>・直前の事業年度の終了日時点における修繕積立金の3か月以上の滞納額が全体の1割以内である</li> </ul>
○長期修繕計画の作成および見直し等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適宜適切な維持修繕を行うための修繕積立金が積み立てられていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期修繕計画（標準様式準拠）の内容およびこれに基づき算定された修繕積立金額が集会で議決されている</li> <li>・長期修繕計画の作成または見直しが7年以内に行われている</li> <li>・長期修繕計画の計画期間が30年以上かつ残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれている</li> <li>・長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していない</li> <li>・長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でない</li> <li>・計画期間の最終年度において、借入金の残高のない計画となっている</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員名簿、居住者名簿が備えられており、年1回以上内容の確認が行われている</li> <li>・管理組合が地域自治会との連絡担当者である地域との連絡調整を行う者を選任している</li> <li>・災害時対応マニュアルの作成または年1回以上の定期的な防災訓練が実施されている</li> <li>・品川区マンション管理適正化指針に照らして適切なものである</li> </ul>

※下線部は品川区独自の基準

# 品川区マンション管理適正化推進計画（素案）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下、「マンション管理適正化法」という。）第 3 条の 2 第 1 項に基づき、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（令和 3 年国土交通省告示第 1286 号）のもと、品川区マンション管理適正化推進計画を以下のとおり定める。

## 1 計画の背景と目的

品川区において、マンションは重要な居住形態のひとつであるが、各区分所有者の共同生活に対する意識の相違、多様な価値観をもった区分所有者間の意思の決定の難しさなどから、建物を管理していく上で多くの課題を有している。今後、建物の老朽化と居住者の高齢化といった「二つの老い」の進行が課題となる中、マンションが適正に維持管理されない場合、居住者自らの居住環境の低下のみならず、外壁の剥落などによる居住者や近隣住民の生命・身体に危害、ひいては周辺の住環境や都市環境の低下を生じさせるなど深刻な問題を引き起こす可能性がある。

このような状況を背景に、マンションの管理の適正化の推進を目的として令和 2 年 6 月マンション管理適正化法が改正され、国による基本方針の策定や地方公共団体によるマンション管理適正化推進計画の作成、適切な管理計画を有するマンションの認定制度が位置づけられた。

本計画は区内マンションの管理不全を未然に防ぎ、管理組合の自律的な運営による適正な管理を促進することを目的とする。

## 2 品川区の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

品川区の区域内におけるマンションの戸数は約 63,000 戸、築 50 年以上のマンションは約 2,700 戸と推計され、10 年後には 5 倍、20 年後には 15 倍と、今後高経年のマンションが急増することが予想される。これを踏まえ、品川区は管理組合による自律的かつ適正な維持管理の推進に重点をおいてマンションの管理適正化を進めることとする。

また、区内のマンションは約 1,700 棟と推計されており、マンション管理計画認定制度において、10 年間の長期目標として 3 割の 510 棟の認定の取得を目指すこととし、本計画期間内の 5 年間では 250 棟の認定の取得を目標とする。

## 3 品川区の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために区が講ずる措置に関する事項

前記 2 の目標を達成するため、登記等に基づき、所在や棟数等の基本情報の収集に努める。また、東京都マンション管理条例に基づき実施する管理状況届出制度を活用しつつ、管理組合や区分所有者に対し、マンションの管理状況等

の実態把握を目的とした調査を計画期間内に実施することを検討する。

#### **4 品川区の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項**

品川区は、法律に基づき管理計画の認定事務を実施するとともに、必要に応じてマンション管理適正化指針に即した助言・指導を行う。

また、マンションの管理の適正化の推進を図るため、以下の施策を講じる。

##### **(1) マンション管理・修繕に関する相談窓口の設置**

マンション管理士によるマンション管理に関する相談、マンション管理士や建築士等の専門家による建替・修繕に関する相談等を実施する。

##### **(2) 専門家の派遣**

マンションの修繕や管理運営に関する相談等に対応するため、希望する管理組合に対して、マンション管理士や建築士等の専門家をアドバイザーとして派遣する。

##### **(3) セミナー等の開催**

品川マンション管理士会等と連携して、管理組合向けのマンション管理セミナー等を開催する。

##### **(4) 修繕に対する支援**

マンション管理組合が、マンション共用部に関して環境に配慮した工事やバリアフリー化を含む改修を行う場合に、工事費用の一部を助成する。

##### **(5) 防災に対する支援**

地震発生時のマンション内での防災対策を紹介するマンション防災対策の手引きおよびマンションの防災対策ハンドブック等を配布する。また、希望するマンションに対してマンション防災アドバイザーを派遣し、講演や訓練のサポートを行う。

#### **5 品川区の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（品川区マンション管理適正化指針）に関する事項**

品川区のマンション管理適正化指針は、国のマンション管理適正化指針とともに、品川区の区域内におけるマンションの管理組合がマンションの管理適正化に向けて留意が求められる事項を示すものである。また、本指針は、品川区による管理組合の管理者等に対する必要な助言および指導等の実施ならびにマンションの管理計画認定制度における認定基準のひとつであり、指針の内容は別紙1に示すとおりとする。

#### **6 マンションの管理の適正化に関する啓発および知識の普及に関する事項**

品川マンション管理士会や(一社)東京都建築士事務所協会品川支部等と連携し、管理組合向けのセミナーや相談会等を行う。

また、マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、区窓口・広報誌やホームページ等を通じて、普及・啓発を進める。

## 7 計画期間

令和5年度（2023年）から令和9年度（2027年）までの5年間とする。

## 8 その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

管理計画の認定制度の運用にあたっては、マンションの管理者等による認定申請の際に、マンション管理適正化法第91条に基づくマンション管理適正化推進センターによる事前確認を推奨する。

なお、管理計画の認定は5年ごとの更新制とし、更新をしなければ認定の効力は失われる。また、認定期間中は適正な管理が求められるとともに、管理計画変更時には再度認定申請を必要とする。

## 品川区マンション管理適正化指針（素案）

品川区マンション管理適正化指針は、管理組合によるマンションの管理の適正化を推進するため、その基本的な考え方を示すとともに、品川区のマンションの適正な管理の推進と管理不全の発生を未然に防ぎ、安心安全な住環境づくりと良質な住まいの確保の促進を実現するため、必要な事項を示すものである。

また、品川区がマンション管理適正化法第5条の4に基づき管理計画を認定する際の基準は、別紙2のとおりとする。

なお、品川区マンション管理適正化指針に基づき、マンション管理適正化法第5条の2の規定に基づき管理組合の管理者等に対し助言・指導および勧告を行う場合の判断の基準は、別紙3のとおりとする。

### 1 管理組合によるマンションの管理の適正化の基本的方向

マンションは、品川区における重要な居住形態のひとつであり、その適切な管理は、マンションの区分所有者等だけでなく、社会的にも要請されているところである。

このようなマンションの重要性に鑑み、マンションを社会的資産として、この資産価値をできる限り保全し、かつ、快適な居住環境が確保できるように、以下の点を踏まえつつ、マンションの管理を行うことを基本とすべきである。

- (1) マンションの管理の主体は、マンションの区分所有者等で構成される管理組合であり、管理組合は、区分所有者等の意見が十分に反映されるよう、また、長期的な見通しを持って、適正な運営を行うことが必要である。特に、その経理は、健全な会計を確保するよう、十分な配慮がなされる必要がある。また、第三者に管理事務を委託する場合は、その内容を十分に検討して契約を締結する必要がある。
- (2) 管理組合を構成するマンションの区分所有者等は、管理組合の一員としての役割を十分認識して、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要がある。
- (3) マンションの管理には専門的な知識を要する事項が多いため、管理組合は、問題に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の支援を得ながら、主体性をもって適切な対応をするよう心がけることが重要である。
- (4) マンションの状況によっては、外部の専門家が、管理組合の管理者等または役員に就任することも考えられるが、その場合には、マンションの区分所有者等が当

該管理者等または役員を選任や業務の監視等を適正に行うとともに、監視・監督の強化のための措置等を講じることにより適正な業務運営を担保することが重要である。

## 2 マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項

### (1) 管理組合の運営

管理組合の自立的な運営は、マンションの区分所有者等の全員が参加し、その意見を反映することにより成り立つものである。そのため、管理組合の運営は、情報の開示、運営の透明化等を通じ、開かれた民主的なものとする必要がある。また、集会は、管理組合の最高意思決定機関である。したがって、管理組合の管理者等は、その意思決定にあたっては、事前に必要な資料を整備し、集会において適切な判断が行われるよう配慮する必要がある。

管理組合の管理者等は、マンション管理の目的が達成できるように、法令等を遵守し、マンションの区分所有者等のため、誠実にその職務を執行する必要がある。

### (2) 管理規約

管理規約は、マンション管理の最高自治規範であることから、管理組合として管理規約を作成する必要がある。その作成にあたっては、管理組合は、建物の区分所有者等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下、「区分所有法」という。）に則り、「マンション標準管理規約」を参考として、当該マンションの実態およびマンションの区分所有者等の意向を踏まえて適切なものを作成し、必要に応じてその改正を行うこと、これらを十分周知することが重要である。さらに、快適な居住環境を目指し、マンションの区分所有者等間のトラブルを未然に防止するために、使用細則等マンションの実態に即した具体的な住まい方のルールを定めておくことも重要である。

また、管理費等の滞納など管理規約または使用細則等に違反する行為があった場合、管理組合の管理者等は、その是正のため、必要な勧告、指示等を行うとともに、法令等に則り、少額訴訟等その是正または排除を求める法的措置をとることが重要である。

### (3) 共用部分の範囲および管理費用の明確化

管理組合は、マンションの快適な居住環境を確保するため、あらかじめ、共用部分の範囲および管理費用を明確にし、トラブルの未然防止を図ることが重要である。

特に、専有部分と共用部分の区分、専用使用部分と共用部分の管理および駐車場の使用等に関してトラブルが生じることが多いことから、適正な利用と公平な負担が確保されるよう、各部分の範囲およびこれに対するマンションの区分所有者等の



負担を明確に定めておくことが重要である。

#### (4) 管理組合の経理

管理組合がその機能を発揮するためには、その経済的基盤が確立されている必要がある。このため、管理費および修繕積立金等について必要な費用を徴収するとともに、管理規約に基づき、これらの費目を帳簿上も明確に区分して経理を行い、適正に管理する必要がある。

また、管理組合の管理者等は、必要な帳票類を作成してこれを保管するとともに、マンションの区分所有者等の請求があった時は、これを速やかに開示することにより、経理の透明性を確保する必要がある。

#### (5) 長期修繕計画の作成および見直し等

マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要である。特に、経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立てておく必要がある。

長期修繕計画の作成および見直しにあたっては、「長期修繕計画作成ガイドライン」を参考に、必要に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の意見を求め、また、あらかじめ建物診断等を行って、その計画を適切なものとするよう配慮する必要がある。長期修繕計画の実効性を確保するためには、修繕内容、資金計画を適正かつ明確に定め、それらをマンションの区分所有者等に十分周知させることが必要である。

管理組合の管理者等は、維持修繕を円滑かつ適切に実施するため、設計に関する図書等を保管することが重要である。また、この図書等について、マンションの区分所有者等の求めに応じ、適時閲覧できるようにすることが重要である。

なお、建築後相当の期間が経過したマンションにおいては、長期修繕計画の検討を行う際には、必要に応じ、建替え等についても視野に入れて検討することが望ましい。建替え等の検討にあたっては、その過程をマンションの区分所有者等に周知させるなど透明性に配慮しつつ、各区分所有者等の意向を十分把握し、合意形成を図りながら進める必要がある。

#### (6) 発注等の適正化

管理業務の委託や工事の発注等については、事業者の選定に係る意思決定の透明性確保や利益相反等に注意して、適正に行われる必要があるが、とりわけ外部の専門家が管理組合の管理者等または役員に就任する場合においては、マンションの区分所有者等から信頼されるような発注等に係るルールの整備が必要である。

#### (7) 良好な居住環境の維持および向上

マンションの資産価値や良好な居住環境を維持する観点から、防災に係る計画の作成・周知や訓練の実施、被災時を想定した管理規約上の取り決め、火災保険への加入等、管理組合としてマンションにおける防災・減災や防犯に取り組むことは重要である。

また、防災・減災、防犯に加え、日常的なトラブルの防止などの観点からも、マンションにおけるコミュニティ形成は重要なものであり、管理組合においても、区分所有法に則り、良好なコミュニティの形成に積極的に取り組むことが重要である。

一方、自治会および町内会等（以下「自治会」という。）は、管理組合と異なり、各居住者が各自の判断で加入するものであることに留意するとともに、特に管理費の使途については、マンションの管理と自治会活動の範囲・相互関係を整理し、管理費と自治会費の徴収、支出を分けて適切に運用する必要がある。なお、このように適切な峻別や、代行徴収に係る負担の整理が行われるのであれば、自治会費の徴収を代行することや、防災や美化などのマンションの管理業務を自治会が行う活動と連携して行うことも差し支えない。

#### (8) その他配慮すべき事項

マンションが団地を構成する場合には、各棟固有の事情を踏まえつつ、全棟の連携をとって、全体としての適切な管理がなされるように配慮することが重要である。

複合用途型マンションにあっては、住宅部分と非住宅部分との利害の調整を図り、その管理、費用負担等について適切な配慮をすることが重要である。

また、管理組合は、組合員名簿や居住者名簿の管理方法等、個人情報取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）による個人情報取扱事業者としての義務を負うことに十分に留意する必要がある。

### 3 マンションの管理の適正化のためにマンションの区分所有者等が留意すべき事項

マンションを購入しようとする者は、マンションの管理の重要性を十分認識し、売買契約だけでなく、管理規約、使用細則、管理委託契約、長期修繕計画等管理に関する事項に十分に留意することが重要である。また、管理組合およびマンションの区分所有者等は、マンションを購入しようとする者に対するこれらの情報の提供に配慮する必要がある。

マンションの区分所有者等は、その居住形態が戸建てとは異なり、相隣関係等に配慮を要する住まい方であることを十分に認識し、その上で、マンションの快適かつ適正な利用と資産価値の維持を図るため、管理組合の一員として、進んで、集会その他の管理組合の管理運営に参加するとともに、定められた管理規約、集会の決議等を遵守する必要がある。そのためにも、マンションの区分所有者等は、マンションの管理

に関する法律等についての理解を深めることが重要である。

専有部分の賃借人等の占有者は、建物またはその敷地もしくは附属施設の使用方法につき、マンションの区分所有者等が管理規約または集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負うことに十分に留意することが必要である。

#### **4 マンションの管理の適正化のための管理委託に関する事項**

管理組合は、マンションの管理の主体は管理組合自身であることを認識したうえで、管理事務の全部または一部を第三者に委託しようとする場合は、「マンション標準管理委託契約書」を参考に、その委託内容を十分に検討し、書面または電磁的方法(管理組合の管理者等またはマンションの区分所有者等の承諾を得た場合に限る。)をもって管理委託契約を締結することが重要である。

管理委託契約先を選定する場合には、管理組合の管理者等は、事前に必要な資料を収集し、マンションの区分所有者等にその情報を公開するとともに、マンション管理業者の行う説明会を活用し、適正な選定がなされるように努める必要がある。

管理委託契約先が選定されたときは、管理組合の管理者等は、説明会等を通じてマンションの区分所有者等に対し、当該契約内容を周知するとともに、マンション管理業者の行う管理事務の報告等を活用し、管理事務の適正化が図られるよう努める必要がある。

万一、マンション管理業者の業務に関して問題が生じた場合には、管理組合は、当該マンション管理業者にその解決を求めるとともに、必要に応じ、マンション管理業者の所属する団体にその解決を求める等の措置を講じる必要がある。

## マンション管理適正化法第5条の4の規定に基づく管理計画の認定の基準

マンション管理適正化法第5条の4の規定に基づく管理計画の認定の基準は、以下の基準のいずれにも適合することとする。

### 1 管理組合の運営

- (1) 管理者等が定められていること。
- (2) 監事が選任されていること。
- (3) 集会が年1回以上開催されていること。

### 2 管理規約

- (1) 管理規約が作成されていること。
- (2) マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要などの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること。
- (3) マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（または電磁的方法による提供）について定められていること。

### 3 管理組合の経理

- (1) 管理費および修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること。
- (2) 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと。
- (3) 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3か月以上の滞納額が全体の1割以内であること。

### 4 長期修繕計画の作成および見直し等

- (1) 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容およびこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること。
- (2) 長期修繕計画の作成または見直しが7年以内に行われていること。
- (3) 長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること。
- (4) 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。
- (5) 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと。
- (6) 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計

画となっていること。

## 5 その他

- (1) 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること。
- (2) 管理組合が町会および自治会との連絡担当者である地域との連絡調整を行う者を選任し、町会との交流に努めること。
- (3) 災害時の対応マニュアルの作成または年1回以上の定期的な防災訓練の実施のいずれか1つ以上を管理組合として実施していること。
- (4) 品川区マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること。

## マンション管理適正化法第5条の2の規定により 助言、指導および勧告を行う際の判断の基準

マンション管理適正化法第5条の2の規定により管理組合の管理者等に対し助言、指導および勧告を行う際の判断の基準は、以下の事項が遵守されていない場合とする。

- 1 管理組合の運営
  - (1) 管理組合の運営を円滑に行うため管理者等を定めること。
  - (2) 集会を年に1回以上開催すること。
- 2 管理規約  
管理規約を作成し、必要に応じ、その改正を行うこと。
- 3 管理組合の経理  
管理費および修繕積立金等について明確に区分して経理を行い、適正に管理すること。
- 4 長期修繕計画の作成および見直し等  
適時適切な維持修繕を行うため、修繕積立金を積み立てておくこと。